

# 特定非営利活動法人地域産業おこしの会 会員規則

(2012年3月7日改訂)

この会員規則(以下「本規則」という。)は、特定非営利活動法人地域産業おこしの会(以下「本会」という。)定款第56条に基づき、本会と本会の会員(以下「会員」と)との関係に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第1条(会員規則の適用)

本会は、会員との間に本規則を定め、これにより本会の運営を行う。

## 第2条(会員規則の変更)

本会は、円滑な運営を図る為に必要と判断される場合は、理事会の議決を経て本規則の変更をする。

## 第3条(種別)

本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体

## 第4条(入会)

- 会員の入会について、特に条件は定めない。
- 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 理事長は前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

## 第5条(入会金及び年会費)

- 会員は、次に示す入会金及び年会費を納入しなければならない。

入会金は次の通りとする。

- |          |         |    |
|----------|---------|----|
| (1) 正会員  | (個人・団体) | なし |
| (2) 賛助会員 | (個人)    | なし |
| (3) 賛助会員 | (団体)    | なし |

年会費は次の通りとする。

- |          |         |         |
|----------|---------|---------|
| (1) 正会員  | (個人・団体) | 10,000円 |
| (2) 賛助会員 | (個人)    | 10,000円 |
| (3) 賛助会員 | (団体)    | 50,000円 |

- 10月1日から翌年3月31日の間に入会した場合、入会年度の年会費は、前項に定めた年会費の半額とする。

## 第6条(会員資格有効期間)

- 会員資格有効期間は、本会の事業年度とする。(4月1日から翌年3月31日)
- 会員資格有効期間の起算日は、本会が入会申込書を受け、入会を承認した日とする。

## 第7条(会員の権利)

1. 正会員には総会での議決権がある。個人・団体につき 1 議決権である。
2. 但し、定時総会開催日までに当該事業年度の年会費を納入していない場合は議決権を失うこととする。
3. 個人及び団体の賛助会員には議決権はないが、参考意見を述べることができる。

#### 第 8 条(個人会員の資格継承)

個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われ、第三者への資格継承はできない。

#### 第 9 条(団体会員の資格継承)

1. 団体の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を本会に通知しなければならない。
2. 第 4 条(入会)第 3 項の規定は前項の場合についても準用する。

#### 第 10 条(会員情報の変更)

1. 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面によりその旨を本会に通知しなければならない。
2. 前項に規定変更通知の不在によって、本会からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、本会はその責を負わないものとする。

#### 第 11 条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 第 12 条(退 会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第 13 条(除 名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、この会員に対し、議決の前の弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第 14 条(拠出金品の不返還)

既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

#### 第 15 条(損害賠償)

1. 会員が、本規則及びその他当会の諸規則に反し、本会が損害を受けた場合、当該会員は、本会が受けた損害を賠償しなければならない。
2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続される。